



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（議会事務局総務課） 1

議会事項

- 沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則 3
- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令 3

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正＜第1条＞
 - (1) 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の招集に応じたときは、費用弁償を支給することとした。（第4条関係）
 - (2) 地方自治法の一部が改正され、議員の報酬に関する規定が整備されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（題名、第1条から第3条まで、第5条、第6条及び別表第1関係）
- 2 沖縄県議会図書室条例の一部改正＜第2条＞
条例で引用する地方自治法の規定の条項を改めることとした。（第2条関係）
- 3 沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部改正＜第3条＞
条例で引用する地方自治法の規定の条項を改めることとした。（第1条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 9 月 18 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第33号

沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条中「第203条第5項」を「第203条第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の前の見出しを「（議員報酬）」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条第1項から第3項までの規定中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第4項中「報酬を」を「議員報酬を」に、「あつて」を「あつて」に、「報酬額」を「議員報酬額」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第4条第3項中「又は委員会」を「、委員会又は協議等の場（会議規則により設けられる協議等の場をいう。）」に改める。

第5条第2項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

第6条の見出し中「報酬等」を「議員報酬等」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第1中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

別表第2中「島しよ」を「島しょ」に改める。

(沖縄県議会図書室条例の一部改正)

第2条 沖縄県議会図書室条例（昭和47年沖縄県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第100条第15項及び第16項」を「第100条第16項及び第17項」に改める。

(沖縄県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県政務調査費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 事 項

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月18日

沖縄県議会議長 高 嶺 善 伸

沖縄県議会規則第1号

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第116条を第117条とする。

第16章を第17章とする。

第115条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第15章中同条を第116条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第115条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）として、各派代表者会を設ける。

- 2 各派代表者会は、議長、副議長、議会運営委員長、各会派の代表者、会派に所属しない議員及び議長が特に必要と認める議員をもつて構成し、議長が招集する。
- 3 前2項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 4 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 5 この条に定めるもののほか、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月18日

沖縄県議会議長 高 嶺 善 伸

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年9月18日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円